

## 廿日市市おむつ月額定額制サービス事業仕様書

### 1 事業名

廿日市市おむつ月額定額制サービス（以下、「サービス」という。）事業

### 2 実施場所

廿日市市公立保育園（以下、「保育園」という。）

施設名	郵便番号	住所	利用定員
佐方保育園	738-0007	廿日市市城内三丁目5番16号	140名
平良保育園	738-0025	廿日市市平良一丁目21番8号	200名
原保育園	738-0031	廿日市市原967番地	90名
宮内保育園	738-0034	廿日市市宮内1508番地2	200名
宮園保育園	738-0035	廿日市市宮園一丁目1番地	200名
地御前保育園	738-0042	廿日市市地御前四丁目4番30号	140名
阿品台東保育園	738-0052	廿日市市阿品台東3番37号	140名
阿品台西保育園	738-0055	廿日市市阿品台西6番63号	120名
友和保育園	738-0203	廿日市市友田30番地1	120名
津田保育園	738-0222	廿日市市津田4160番地1	90名
吉和保育園	738-0301	廿日市市吉和1513番地	30名
深江保育園	739-0421	廿日市市深江二丁目11番25号	190名
池田保育園	739-0425	廿日市市物見西三丁目7番10号	140名
いもせ保育園	739-0441	廿日市市大野原二丁目10番3号	170名
梅原保育園	739-0442	廿日市市梅原二丁目5番12号	120名

### 3 事業実施期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

### 4 事業概要

保育園で使用するおむつ及びおしりふき（以下、「おむつ等」という。）を月額定額制で利用することができるものとする。利用については園児の保護者の希望制とする。

### 5 事業内容

#### (1) おむつ等の規格及び利用料金

- ・おむつは、利用園児の年齢に応じて必要なサイズ・タイプ（テープ・パンツ）を取扱うこととし、取扱う商品は、1銘柄とすること。また、おしりふきについても取扱う商品は、1銘柄とすること。
- ・おむつ等の利用枚数に上限を設けないこと。
- ・利用料金は「月額定額制」とし、園児1人につき1契約とする。

#### (2) 契約主体及び契約期間

- ・契約は事業者とサービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「利用者」という。）

との直接契約とすること。

- ・契約期間は1か月ごととし、「3 事業実施期間」に定める期間中は利用者からの申し出がない限り自動更新とすること。
- ・「3 事業実施期間」に定める期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中での新規契約を可能とすること。
- ・「3 事業実施期間」に定める期間中に利用者が解約を申し出た場合、期間途中での解約を可能とすること。
- ・契約及び解約方法はインターネットを使用するなど、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。
- ・おむつ等の利用代金は、クレジットカード決済、口座振替、振込等により利用者から事業者が直接支払いを受けること。
- ・事業者は、当サービスに関する利用者等からの問い合わせ・苦情等について、丁寧かつ適切に対応すること。

### (3) 納品体制・衛生管理

- ・おむつ等は保育園に直接納品すること。納品枚数、時期については、保育園の発注に従うこと。おむつ等の納品は保育園の開所時間内とし、搬入は保育園の搬入口を利用すること。なお、汚染・破損等を生じたおむつ等を利用者に提供することがないように留意すること。
- ・保育園発注の際、事業者が利用人数から適切な発注数を割り出すなど、保育園の発注・在庫管理を簡略化する措置を講じること。
- ・事業者は利用園児名簿一覧等、利用者の一覧が確認できる資料を保育園へ提供し、利用者等に変動がある場合は遅延なく保育園へ報告すること。
- ・事業者は上記発注・在庫管理、利用園児名簿一覧等について、保育園の業務負担軽減に対する措置を講じること。

### (4) その他

- ・事業提案時、各保育園または保護者を対象に、製品のサンプル展示や、配布するなどの措置を行うこと。
- ・利用者が1人以上の場合にサービスを導入する。
- ・利用者がおらず、未導入となった場合において「3 事業実施期間」途中に1人以上の利用希望の申し出があった場合は、その利用希望に応じて導入に対応すること。
- ・導入前に保育園への説明会を実施し、円滑な運営ができるように必要な措置を講じること。また、導入後にも、保育園の求めに応じ、円滑な事業実施ができるようにサポートすること。
- ・保育園へのマニュアルを作成し、配布すること。
- ・導入前に保護者への説明会を実施すること。
- ・ホームページ等にて利用者向けのQ&Aを作成する等、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。
- ・事業の実施にあたり、個人情報取り扱いには十分留意し、安全管理について適正な対策を講じること。